○池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年９月30日条例第21号

改正

平成29年３月31日条例第３号

平成29年９月28日条例第17号

令和元年６月25日条例第２号

令和３年６月24日条例第20号

令和６年３月28日条例第３号

令和７年３月25日条例第４号

令和７年12月23日条例第43号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用等及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　特定個人情報　法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。

（２）　個人番号利用事務実施者　法第２条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

（３）　情報提供ネットワークシステム　法第２条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（４）　特定個人番号利用事務　法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（５）　利用特定個人情報　法第19条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。

（個人番号の利用等）

第３条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

２　市長又は教育委員会は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報のほか、規則で定める特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

３　市長又は教育委員会は、前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第４条　法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第２の第１欄に掲げる情報照会機関が、同表の第３欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

２　前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。ただし、第３条第２項ただし書の規定は、法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則（平成29年３月31日条例第３号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第４条の改正規定は、平成29年５月30日から施行する。

附　則（平成29年９月28日条例第17号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療費助成条例」という。）の規定による医療証の交付を受けている者（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に大阪府内の本市以外の市町村において医療証の交付を受けている者のうち施行日以後当該本市以外の市町村から本市に住所を変更したものを含む。）に係る施行日から平成30年10月31日までの間における医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定は、施行日以後も、なお従前の例による。この場合において、医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定（同条例第２条の対象者に係る規定を除く。）をそれぞれ第１条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（以下「重度障がい者医療費助成条例」という。）の相当規定に読み替えて適用するものとする。

（池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正等）

15　施行日から平成33年３月31日までの間における前項の規定による改正後の池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例別表第１の規定の適用については、同表中「

3　市長	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号）による医療費の一部を助成する事務
4　市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

」とあるのは「

3　市長	池田市身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年池田市条例第17号）附則第３項から第５項までの規定によりなお従前の例によることとされた廃止前の池田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年池田市条例第38号）による医療費の一部を助成する事務
4　市長	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号）による医療費の一部を助成する事務
5　市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

」とする。

附　則（令和元年６月25日条例第２号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和３年６月24日条例第20号）

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

附　則（令和６年３月28日条例第３号）

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（令和７年３月25日条例第４号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条中第４号を第５号とし、第３号の次に１号を加える改正規定及び第３条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年12月23日条例第43号）

この条例は、令和８年１月５日から施行する。

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
１　市長	池田市子ども医療費の助成に関する条例（平成６年池田市条例第５号）による医療費の一部を助成する事務
２　市長	池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年池田市条例第13号）による医療費の一部を助成する事務
３　市長	池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例（昭和48年池田市条例第40号）による医療費の一部を助成する事務
４　市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
５　市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、事務処理に当たって記録しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。）による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第２（第４条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
１　市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を含む。）	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報
２　市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
３　教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第４号に規定する事項、生活保護

			法による保護の実施（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施を含む。）に関する情報